

平成 23 年 2 月 8 日

三井住友建設株式会社

愛知県内の建設現場における火薬類取締法違反行為について（追加のお知らせ）

当社は、愛知県内の第二東名高速道路建設現場において、火薬類譲受・消費許可数量を超えた火薬類を譲り受け消費したことにつきまして、平成 23 年 1 月 17 日に当社ホームページにてお知らせしたところです。

同日、愛知県より受領した警告書に基づき、本件違反の原因調査を実施した過程におきまして、同建設現場内において、豊田市（巴川橋）側で譲り受けた火薬類を、同じ豊田市側ではありますが郡界川橋および同現場の岡崎市側で消費していた事実が判明しましたので、お知らせいたします。

当該建設現場は豊田市から岡崎市にわたっており、火薬類の使用位置によって、豊田市（巴川橋）側、豊田市（郡界川橋）側、および岡崎市（郡界川橋）側の申請を行う必要がありました。

かかる状況において、担当者は、許可取得済みの豊田市（巴川橋）側の火薬類譲受許可証を使用し、豊田市（郡界川橋）側での消費のために火薬類を譲り受けておりました。また、同じく豊田市（巴川橋）側の火薬類譲受許可証を使用し、許可を取得していない岡崎市（郡界川橋）側での消費のために、火薬類を譲り受けておりました。これらの行為は、以下のとおり火薬類取締法に違反します。

- ・豊田市（郡界川橋）側での違反期間および数量

場所：豊田市桂野町地内

期間：平成 22 年 11 月 3 日～同年 12 月 2 日

数量：爆薬 483.2 kg

- ・岡崎市（郡界川橋）側での違反期間および数量

場所：岡崎市宮石町地内

期間：平成 22 年 11 月 23 日～同年 12 月 24 日

数量：爆薬 491.0 kg（うち 165.4 kg につきましては、平成 23 年 1 月 17 日付 愛知県より受領した警告書の違反数量 291.15 kg に含まれております。）

- ・違反条項

火薬類取締法第 17 条第 1 項（譲受許可）および第 25 条第 1 項（消費許可）

今回判明した違反につきましても、火薬類取り扱いの許可権者である愛知県に対し遅滞なく報告書を提出し、本日県から警告書を受領するとともに、改善報告書の提出を求められましたのでお知らせいたします。

なお、譲受した火薬類は全量当該工事に使用し、現場外への流出は一切ございません。

当社は本件違反行為を厳しく反省し、全社をあげて類似事象の発生防止への取り組みを開始いたしておりますことを改めてご報告申し上げます。

以上

<お問い合わせ先>

〒104-0051

東京都中央区佃二丁目 1 番 6 号

三井住友建設株式会社

広報室 宇野 嘉壽之

Tel：03-4582-3015 Fax：03-4582-3204

e-mail：information@smcon.co.jp